

5月12日から18日は民生委員・児童委員活動週間です

毎年5月12日は、民生委員・児童委員の活動を地域社会の方々に知ってもらい、信頼関係を一層築いていくために設けられた日です。

また、その週を「民生委員・児童委員活動強化週間」としています。

地域住民の相談役や行政とのパイプ役として活動されている民生委員・児童委員の方々は地域住民の皆さんにとってとても身近な存在です。

その活動をより多くの方々に理解していただき、村・関係機関・団体などとの連携を強くすることを目的としています。

民生委員・児童委員行動宣言

「 広げよう 地域に根ざした 思いやり 」

1. 安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します。
2. 地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します。
3. 児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます。
4. 多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます。
5. 日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行います。

人権擁護委員の日

特設人権相談所開設のお知らせ

一人で悩まないで、まず相談してみましょう！

人権擁護委員が、悩みや人権の相談に応じます。

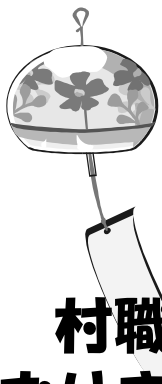
■ 相談は無料で秘密は固く守られます ■

1. 日時 6月1日(水) 午前10時～午後3時
2. 場所 東通村会議室

●お問合せ先

東通村税務住民課 住民グループ

電話27-2111(内線163)



夏季の軽装期間中！

村職員は、暑さをしのぎやすい服装で執務しております。

皆様のご理解をお願いいたします。